

海上保安部長公示第7－2号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、鳥羽港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

鳥羽海上保安部長



鳥羽港における航泊禁止について

花火大会の開催に伴い、鳥羽港において下記のとおり船舶（鳥羽海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

ただし、本大会が実施されている場合に限る。

記

1 期 間

令和7年10月31日（金）午後8時30分から午後8時45分までの間

（予備日）令和7年11月1日（土）同時刻

2 区 域（別図参照）

A点 北緯34-29-43.06 東経136-51-09.16を中心とする半径600メートルの円内海域

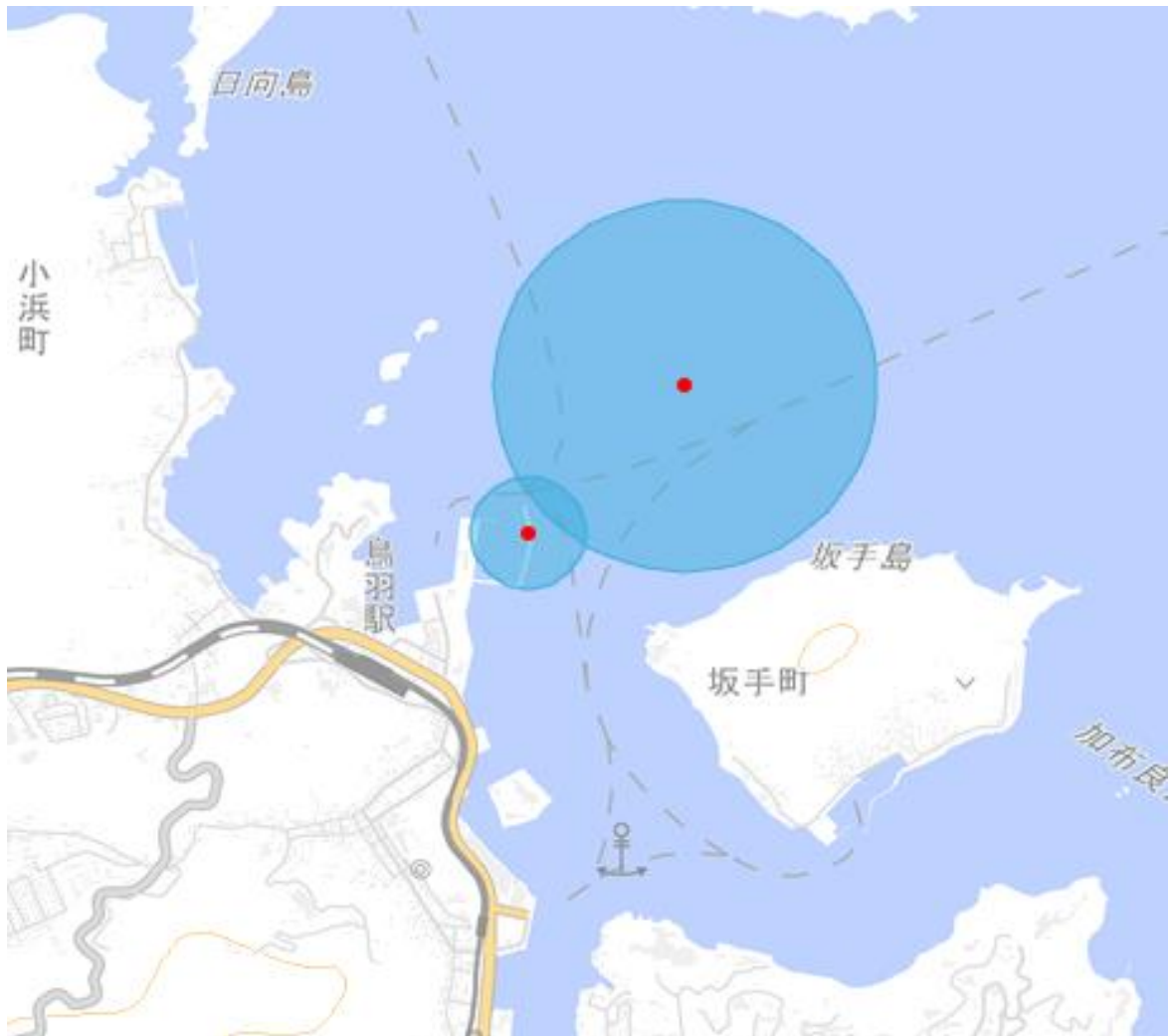
B点 北緯34-29-27.67 東経136-50-49.92を中心とする半径180メートルの円内海域

3 備 考：

警戒船10隻が上記海域付近の警戒にあたる。

航泊禁止区域概略図

海上保安部長公示第7ー2号



● 花火打上げ位置